

**第5次**

**山県市行政改革大綱**



**(令和2年度～令和5年度)**

**【令和2年3月】**

**山県市**

## 目次

1 行政改革の趣旨.....	1
(1) これまでの行政改革.....	1
(2) これからの行政改革.....	1
(3) 第4次行政改革大綱の効果.....	2
2 第5次行政改革の基本的な考え方.....	5
(1) 趣旨.....	5
(2) 計画期間.....	5
(3) 基本目標.....	5
(4) 改革の視点.....	6
(5) 実施計画.....	7
(6) 推進体制.....	7
(7) 推進体系.....	7
3 重点的な取組項目.....	9
(1) 組織・人材の改革 ～ 職員の資質向上 ～.....	9
① 定員管理・人件費の適正化.....	9
② 職員のスキルアップと職場の活性化・働き方改革.....	9
③ 組織・機構の再編.....	10
④ ICTコンテンツの拡大.....	10
(2) 財政運営の改革 ～持続可能な財政運営～.....	10
① 公債費負担の適正化.....	10
② 収入改革（広告収入、ふるさと納税、使用料）.....	10
③ 実質単年度収支の均衡.....	10
④ 補助金の見直し.....	11
⑤ 公共施設等総合管理計画の推進.....	11
⑥ 公営企業の経営健全化.....	12
(3) 行政運営の改革 ～効率的な行政サービス～.....	12
① 事務事業の効率化・迅速化.....	12
② 危機管理体制の充実.....	12
③ 環境対策の充実.....	12
④ 人口減少・少子高齢化に対応できるサービス提供.....	13
⑤ 広域行政の推進.....	13
(4) 市民協働による改革 ～協働のひとづくり・まちづくり～.....	13
① 市民協働の政策立案.....	13
② 透明性の確保.....	14
③ 積極的な情報発信.....	14
④ 行政手続の簡素化.....	14

## 1 行政改革の趣旨

### (1) これまでの行政改革

本市は、「最小の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の基本原則の下、平成16年6月、山県市行政改革大綱及び同実施計画（計画期間：平成16年度～平成18年度）を策定し、全庁的な行政改革の取組を開始しました。

平成17年12月になって、総務省においては、事務・事業の再編・整理、廃止・統合等をはじめとする9つの項目について、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を市民にわかりやすく明示する計画の策定という「行政改革推進における新たな指針」が示されました。そこで、他自治体との比較をしやすいようにするためにも、既存の計画を踏襲しながら見直し、「第2次山県市行政改革大綱及び同実施計画」（計画期間：平成17年度～平成21年度）を策定しました。

その後は、当該計画期間満了に合わせ、「第3次山県市行政改革大綱及び同実施計画」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、これを集中改革プランとして位置づけ、定員管理の適正化など具体的な数値目標等を掲げて行政改革を推進し、着実に効果をあげてきたところです。また、県内で唯一起債許可団体となっていましたが、平成26年度決算からこれを脱することができました。

第4次行政改革大綱の計画期間中（平成27年度～令和元年度（平成31年度））では、人口減少・少子高齢化等により扶助費の増加傾向は高まり、平成26年度から普通交付税の合併算定替による加算額が減り、更に令和元年度には皆無になるなど、依然厳しい財政状況は続いています。

こうした中、職員の意識改革と資質向上を図り、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するよう努めてきました。

### (2) これからの行政改革

人口減少に伴う税収等の減少や、医療や介護、子育てなどの福祉に関する扶助費をはじめとする社会保障関係費の増加や、公共施設等の老朽化が予想され、財政の先行きは厳しく不透明であるからこそ、引き続き行政改革を進める姿勢が重要であることはいまでもありません。

特に公共施設等の老朽化への対応が急務であり、全国的にも公共施設等の更新費用の捻出が課題となっています。本市においても、かつて高度成長期の経済発展や人口の増加、市民ニーズへの対応に合わせ、上下水道や道路等の基盤や建築物を整備した結果、近い将来これらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることとなり、現状のまま更新すると多額の費用が必要となります。さらに、IoTやICTなど情報化の進展や、個人の価値観の多様化に伴う市民ニーズの高度化・複雑化にも、的確かつ柔軟に対応していかなければなりません。

また、地方分権の時代においては、地方自治体自らが必要な財源を確保し、政策を立案、実行することが求められており、「自己決定と自己責任の原則に基づいた市政運営」が重要です。

加えて、限られた市政運営資源の適正配分を行っていく必要があります。

このようなことから、今後も「たゆまぬ改革」が必要であるため、今回、令和2年度以降の改革の道筋を示す「第5次山県市行政改革大綱」を策定しました。

### (3) 第4次行政改革大綱の効果

第4次行政改革大綱では、改革する項目を10の基本項目に分類し、それぞれに実施計画を定め、その進捗よく状況について毎年検証し、公表してきました。平成27年度から平成30年度までの累計効果額（計画期間は令和元年度までの5年間のため、平成30年度まで4年間の累計）は、約5億円となっています。

項 目	進 捗 率
【1】 組織・人材の改革	90.9%
【2】 財政運営の改革	76.9%
【3】 行政運営の改革	91.7%
【4】 市民協働による改革	81.2%
項 目	効 果 額
人件費削減	219, 523 千円
収入確保	274, 229 千円
経費節減	4, 966 千円

## 財政状況

(単位:千円)

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<b>歳入総額</b>	<b>13,236,472</b>	<b>12,765,726</b>	<b>12,852,218</b>	<b>12,675,167</b>	<b>12,360,490</b>	<b>13,201,682</b>	<b>12,741,549</b>
うち市税	2,964,962	2,984,493	3,027,828	2,906,129	2,957,554	3,016,349	2,982,036
うち地方交付税	5,410,367	5,571,114	5,425,680	5,321,674	5,239,661	5,087,924	5,051,732
うち地方債	1,273,500	1,019,300	880,300	613,700	615,000	1,095,300	737,700
<b>歳出総額</b>	<b>12,601,182</b>	<b>11,960,716</b>	<b>12,340,311</b>	<b>12,313,074</b>	<b>12,034,616</b>	<b>12,969,598</b>	<b>12,505,563</b>
義務的経費	6,549,325	6,514,563	6,608,937	6,505,000	6,417,038	6,228,424	6,134,775
人件費	2,473,131	2,299,465	2,387,390	2,421,098	2,386,170	2,392,370	2,385,441
扶助費	1,528,676	1,520,036	1,609,285	1,584,793	1,702,479	1,681,080	1,677,698
公債費	2,547,518	2,695,062	2,612,262	2,499,109	2,328,389	2,154,974	2,071,636
投資的経費	1,317,448	801,450	1,004,244	825,600	778,741	1,424,979	960,349
その他の経費	4,734,409	4,644,703	4,727,130	4,982,474	4,838,837	5,316,195	5,410,439
<b>地方債残高</b>	<b>21,873,843</b>	<b>20,507,043</b>	<b>19,044,297</b>	<b>17,385,924</b>	<b>15,856,724</b>	<b>14,946,649</b>	<b>13,733,647</b>
<b>基金残高</b>	<b>7,892,393</b>	<b>8,320,032</b>	<b>8,277,090</b>	<b>7,971,660</b>	<b>7,815,079</b>	<b>7,495,652</b>	<b>7,183,736</b>
うち財政調整基金	3,377,836	3,631,417	3,636,003	3,389,890	3,193,229	2,954,922	2,630,214

## 市税の状況

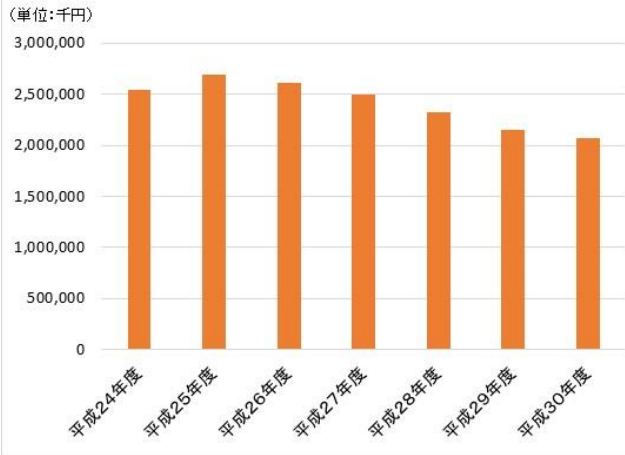
(単位:千円)

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<b>市 税</b>	<b>2,964,962</b>	<b>2,984,493</b>	<b>3,027,828</b>	<b>2,906,129</b>	<b>2,957,554</b>	<b>3,016,349</b>	<b>2,982,036</b>
市民税	1,385,362	1,386,856	1,428,455	1,335,901	1,346,916	1,385,034	1,382,470
固定資産税	1,384,733	1,388,187	1,390,903	1,360,963	1,395,303	1,420,974	1,390,788
軽自動車税	62,227	63,224	64,362	65,511	76,536	79,195	81,442
たばこ税	132,074	145,614	143,475	143,081	138,155	130,494	126,688
鉱山税	567	612	633	673	644	652	648

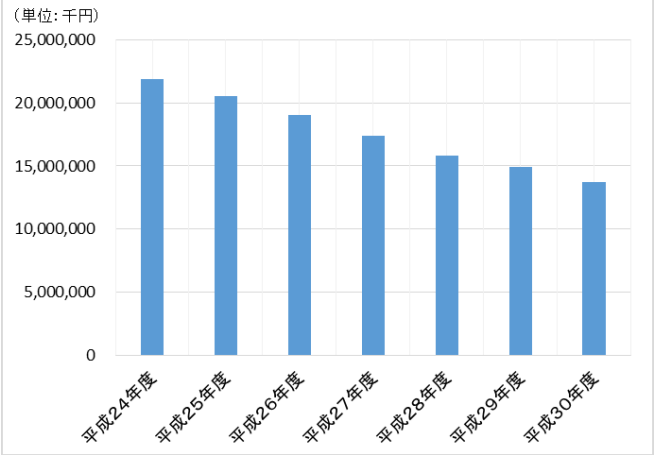
計

498,718千円

公債費



地方債残高



## 2 第5次行政改革の基本的な考え方

### (1) 趣 旨

本市の行政を取り巻く環境を踏まえ、行政課題に取り組むため、第5次行政改革の推進に当たっては、これからも「たゆまぬ行政改革」を進めなければなりません。単に経費の節減を目指すだけでなく、市民満足度が高い「真に質の高い行政サービス」の実現を目指していきます。

引き続き、市民と行政とが対話し、共感し課題を解決していくという「協働」の視点を取り入れ、適切な役割分担のもとに進める「みんなで担う公共」、行政サービスのあり方を適宜見直し「持続可能な行政システム」への転換・発展も目指していきます。

### (2) 計画期間

計画期間は、第2次山県市総合計画後期基本計画に合わせて令和2年度から令和5年度までの4年間とします。ただし、社会経済情勢等の変化に伴い、必要なときは改定を行うものとします。

### (3) 基本目標

人口減少社会の中においても、市民と行政とが対話し、共感し、課題を解決していく姿勢を、日々の積み重ねることによって「真に質の高い行政サービス」を提供することができ、「市民と行政とが連携した行政サービス」を充実させ持続可能な行政運営システムの確立が必要です。

そうしたシステムの構築には、市政の公開性を高め、市民が当事者意識を持って積極的に参加していく機運を高め、事業者を含む市民と行政とがたゆまぬ改革を進めなければなりません。

そこで第5次行政改革大綱では、次を基本目標として定めます。

**たゆまぬ改革で持続可能な行政運営**

#### (4) 改革の視点

次の4つの視点により、基本目標の達成を目指していきます。

##### ① 組織・人材の改革 ～ 職員の資質向上 ～

- ・ 行政サービスの質と量に見合った適正な定員管理を行います。
- ・ 職員の資質向上、意識改革、組織風土改革、働き方改革を推進します。

##### ② 健全な財政運営の推進 ～ 実質単年度収支の均衡・公共施設老朽化対策 ～

- ・ 職員一人一人が、中長期的な視点での正しい財政状況を認識し、組織全体で実質単年度収支の均衡など持続可能な健全財政を堅持していきます。
- ・ 公共施設等の老朽化対策など将来の行財政需要を見据えながら収支のバランスを考慮した計画的な財政運営を推進します。
- ・ 定住・交流人口の増加など税収獲得につながる施策を推進します。
- ・ 市民に財政状況やその他の行政情報を分かりやすく伝え、正しく認識してもらうことに努め、市費の投入を真に必要なものへと集中化していきます。

##### ③ 行政運営の改革 ～ 効率的な行政サービス ～

- ・ 適切な役割分担のもとに進める「みんなで担う公共」「民間でできることは民間に任せ」考え方の基、市が関与する必要性や費用対効果等を考慮し、行政サービスの改善を行います。また、民間委託など官民連携手法の導入を進めます。
- ・ 市民ニーズや利用実績を踏まえた公共施設等の最適化と適正な管理を行います。

##### ④ 市民協働による改革 ～ 市民協働の推進・市民満足度の向上 ～

- ・ 市民ニーズ等を的確に把握し、市民が積極的に市政に参画できる仕組みづくりを進め、「市民満足度の高い行政サービス」を提供します。



#### (5) 実施計画

本行政改革大綱に基づいた施策をより着実に計画的に推進していくため、具体的に実施する施策を実施計画に位置づけ、実施状況の点検と見直しを行っていきます。

#### (6) 推進体制

本行政改革大綱に基づいた施策を横断的に推進するため市長を本部長とする「山縣市行政改革推進本部」が中心となり、職員一丸となって取り組んでいきます。また、有識者や市民代表委員等の様々な意見を取り入れるため、「山縣市行政改革推進委員会」の助言等を踏まえ推進します。

進ちよく状況等については、具体的な数値を指標とした各担当課による自己評価に加え、市行政改革推進委員会においても客観的な評価を実施していきます。

#### (7) 推進体系

「たゆまぬ改革で持続可能な行政運営」を目指し、4つの改革の視点の下に、各種重点項目に取り組んでいきます。

目標	改革の視点	重点的取組項目
たゆまぬ改革で持続可能な行政運営	<p>★ 組織・人材の改革 ★</p> <p>職員の資質向上</p>	<p>定員管理・人件費の適正化</p> <p>職員のスキルアップと職場の活性化・働き方改革</p> <p>組織・機構の再編</p> <p>ICTコンテンツの拡大</p>
	<p>★ 財政運営の改革 ★</p> <p>持続可能な財政運営</p>	<p>公債費負担の適正化</p> <p>収入改革(広告収入、ふるさと納税・使用料)</p> <p>実質単年度収支均衡</p> <p>補助金の見直し</p> <p>公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>公営企業の経営健全化</p>
	<p>★ 行政運営の改革 ★</p> <p>効率的な行政サービス</p>	<p>事務事業の効率化・迅速化</p> <p>危機管理体制の充実(安心・安全のまちづくり)</p> <p>環境対策の充実</p> <p>人口減少・少子高齢化に対応できるサービス提供</p> <p>広域行政の推進</p>
	<p>★ 市民協働による改革 ★</p> <p>協働のひとづくり・まちづくり</p>	<p>市民協働の政策立案(パブリックコメント)</p> <p>透明性の確保(情報公開)</p> <p>積極的な情報発信</p> <p>行政手続の簡素化</p>

### 3 重点的な取組項目

#### (1) 組織・人材の改革 ～ 職員の資質向上 ～

##### ① 定員管理・人件費の適正化

地方分権の進展や多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉えた行政サービスの増加に見合った適正な定員管理に努めます。

また、事務処理の効率化、職員の適材適所の配置のほか、会計年度任用職員等の活用も含め、全体のバランス等を考慮した職務体制を目指していきます。

さらに、職員の年齢別構成等も視野に入れ、新規職員の計画的な採用により、職員定数を適正に管理します。

円滑な業務の継承や組織力を維持するためにも若手、中堅、管理職のバランスは重要な要素の一つと考えられるため、各世代間の平準化にも取り組んでいきます。

##### ② 職員のスキルアップと職場の活性化・働き方改革

複雑・高度化する行政課題や市民ニーズに対応していくため、専門的な知識や技術の習得を目指した多様な研修、管理職の指導力強化等のマネジメント力の強化を目的とした研修を実施していきます。それにより、職員が自身の能力を向上させ、確実に発揮することで、組織の効率的な運営を図るとともに、次代を担う職員の能力育成を目指していきます。

また、幅広い視野の育成や先進的政策の習得を目指し、国、県や他自治体等との人事交流や職員派遣を実施し、職員の意識改革や能力・資質向上を図っていきます。

さらに、自主的で挑戦的な組織風土を醸成し、職員のやる気の喚起と資質向上を図るため、人事評価制度の運用を通じて、職員の能力、意欲、実績等を適正に評価していきます。

あわせて、職場でのストレス等による傷病を未然に防ぐためのメンタルヘルス研修など、職員の心と体をケアする研修も実施していきます。

本市職員の時間外勤務の状況は、平成 30 年度では、月平均時間は 7.38 時間、月平均 80 時間以上の職員は 0 人となっています。また、年次有給休暇の消化率や男性の育児休暇取得率も低い数値になっています。

長時間労働の是正に向けては、事務の実施方法の見直しや共通事務の集約化、ICT 活用による効率化を進めるほか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「働き方改革」を進めて

いく必要があります。

あわせて、女性登用など組織の活力と多様性を高める取組を積極的に推進します。コミュニケーションの活性化や職員が能力を発揮しやすい職場環境を整えます。

### ③ 組織・機構の再編

機能的で市民にわかりやすい組織改革を推進していきます。また、地方分権や権限移譲による事務量の変化など、新たな市民ニーズ等に迅速かつ的確に対応するための、組織機構の見直しを随時進めていきます。

### ④ ICTコンテンツの拡大

電子申請等による市民の利便性向上と事務の効率化を図るため、インターネットを利用した行政手続きのオンライン化など、ICTコンテンツ（情報通信技術を利用したサービス）の有効活用と効率性向上につなげていきます。

また、AIをはじめとした先端技術の活用の調査・検討を進めていきます。

## (2) 財政運営の改革 ～持続可能な財政運営～

### ① 公債費負担の適正化

中長期的な計画の視点の下で、市債を発行することが有利な場合等を除いては市債の発行を極力抑え、実質公債費比率を低く抑えるように努めていきます。

### ② 収入改革（広告収入、ふるさと納税、市税、使用料）

広報紙の広告欄やホームページのバナー広告での収入などの収入確保策を検討し、収入確保も目指していきます。

また、「ふるさと納税制度（寄附制度）」を魅力あるものに拡充、周知し、効果的な財源確保を目指していきます。

市税の収納業務効率化や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済等の導入を進めます。

使用料については、受益と負担水準を検証しながら、負担水準の適正化に努めます。

### ③ 実質単年度収支の均衡

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、将来世代に過度の負担を強いることなく持続可能な

財政運営を確立していくためには、基金に頼らず収支均衡を図り、市債残高の縮減に取り組んでいく必要があります。

そのため、投資的経費の厳正な事業選択や事務事業点検による見直しなど、計画的な歳出の見直しに取り組むとともに、市民への説明責任を果たすため、財務状況の公表や予算編成過程の見える化などの取組をより充実させます。

#### ④ 補助金の見直し

補助金は、行政サービスの補完という面や、行政目的を効果的かつ効率的に達成する間接的手段として有用です。しかし、厳しい財政状況下にあっては、市民の自発的、自立的な活動を促進する補助金など、より効果のあるものへ重点化し、将来的に金額を縮減していけるような制度へとシフトしていく必要があります。

そうした考え方の下、従来からの慣例に縛られ過ぎず、効果や必要性等の検証と見直しに努め、より地域への貢献度が高いものに重点化していくなど、有効な補助金の運用を目指していきます。

#### ⑤ 公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等の老朽化や人口減少等の社会環境の変化への対応を図りつつ、最適な更新投資を行うため、公共施設の再編・更新・維持管理等のライフサイクルコストを視野に入れ、中長期的な視点に立ったマネジメントに取り組んでいく必要があります。そのため、国でいう「インフラ長寿命化基本計画」の自治体版の行動計画ともなる、公共施設・インフラの総合的な管理計画である「山縣市公共施設等総合管理計画」を着実に推進します。

限られた財源の中で全ての施設を維持・更新することは困難な状況であり、行政サービスを維持しつつ、建築系公共施設については、施設を集約し、多機能化・複合化による公共施設の最適化を図り、総量の削減に取り組むことにより、効率的な財産経営を推進していきます。

また、引き続き、計画的な維持保全により公共施設やインフラ資産の長寿命化に取り組むとともに、市が保有する財産の精査を行い、未利用財産については売却や貸付など有効活用に努めていきます。

## ⑥ 公営企業の経営健全化

市が経営する地方公営企業については、事業の効率的・効果的な経営による経済性と公共性の両面の観点から、市民の生活や地域の発展に不可欠な公共サービスの質の向上を目指していきます。

独立採算の基本原則に則り、一般会計への依存を避けつつ、受益者負担の原則の下、料金収入の適正化を図るとともに、運営コストの適正化に努めるほか、合理的な工法の研究等により、総合的に経済性を発揮していくように努めていきます。

また、上水道については、災害等に対応したライフラインの確保を目指し、下水道事業については、合理的な料金体系のあり方も研究し、水洗化率の向上に努めていきます。

## (3) 行政運営の改革 ～効率的な行政サービス～

### ① 事務事業の効率化・迅速化

権限移譲等による新たな事務事業、複雑・多様化する市民ニーズに対して、迅速かつ的確に対応していくため、行政サービス向上等の実現を目的とした、事務事業の成果志向及び市民満足度の向上を図り、その必要性と事務執行形態を市総合計画の進ちょく状況管理等で見直し、再編・整理、統廃合を推進し、効率的・効果的な行政の運営体制を確立していきます。

### ② 危機管理体制の充実

市民の安全と安心の確保を図るため、防災意識の普及啓発、自主防災組織の編成や訓練等を行い、災害等に適切に対処できるよう備えを充実させます。特に、子ども、妊婦、高齢者や障がい者等に配慮した災害対応を計画的に進めていきます。

本市においても、人口減少や高齢化の進展等により、管理されない空き家が増加しています。そのような空き家に起因し、防災上、景観上、衛生上、防犯上の問題等の発生が危惧されており、その対策を推進していきます。また、庁内においては、各職場に潜在する様々な事故等のリスクを洗い出し、点検し、職場全体でのリスク管理意識の高揚と共有化を図っていきます。

### ③ 環境対策の充実

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画を推進していくため、節電や省エネルギー

ギ一対策を積極的に推進し、市の事務事業の執行によって発生する環境負荷の低減化を図っていきます。

#### ④ 人口減少・少子高齢化に対応できるサービス提供

人口減少・少子高齢化の進展の中で、高度化・多様化する市民ニーズの全てに応えていくことには限りがあり、こうした状況においても持続可能な行政サービスを維持していくことが重要です。また、行政分野における民間サービスの領域が拡大してきており、NPO法人等の活動も活発化するなど、行政サービスの担い手は急速に多様化してきています。

こうした中で、民間の持つノウハウ、活力を有効に活用し、「民間でできることは民間に」という考え方を基本として、公共施設の管理運営方法について、多角的に検証し、行政サービスの質の向上、効率的・効果的な運営の観点から指定管理者制度を推進していきます。

さらに、市民協働を推進し、市民や企業、行政が担う役割や範囲を明確にしながら、市民活動のリーダーや担い手の育成も図り、市民と行政が互いに協力し、補完し合う「協働のしくみづくり」を目指していきます。

#### ⑤ 広域行政の推進

生活圏の広域化や市民ニーズが多様化する中では、周辺市町村とのいわゆる水平連携・水平補完による広域的な連携施策の充実が、ますます重要になってきます。

そこで、特に保険・消防・観光・交通分野等の行政課題については、積極的な広域行政の推進に努めます。

### (4) 市民協働による改革 ～協働のひとづくり・まちづくり～

#### ① 市民協働の政策立案

本市には行政運営の総合的な指針となる「総合計画」をはじめ、各分野において市民アンケートや意見を反映させた様々な計画があります。各種計画の策定にとどまらず、行政サービスの向上や経費の削減計画、事業等の立案においても、パブリックコメント制度等による積極的な市民参画を促進し、市民が高い満足度を感じられる行政サービスの推進を引き続き目指していきます。また、大学等の高等教育機関や企業との連携を強化することで、先進的な知識や専門的な知見を行政に活かして、複雑・高度化する課題への対応を図っていきます。

人口減少と少子高齢化の急速な進展により、地域の人口構成が大きく変化していく中、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、市民やNPO等多様な事業主体により、地域を支える仕組みづくりを進めなければなりません。

地域のまちづくりの担い手として、地域の防災・防犯、教育、福祉など様々な課題に対し、行政、民間企業、NPOなどと連携しながら解決できるよう、地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援を行います。

## ② 透明性の確保

透明性の高い、開かれた市政運営の基盤である情報の公開・発信など市民との情報共有を行い、各種施策の目標や課題の共有に努めるとともに、事業の見直しや廃止を行う場合には、過去の事業の効果を評価・検証し、市民への説明責任を果たしていきます。

## ③ 積極的な情報発信

市民のまちづくりへの積極的な参加、さらには市政に参加しやすい環境づくりを図るため、広報紙やホームページ等をはじめとする行政情報の積極的な発信のほか、市民が必要な情報を容易に取得できるよう随時改善を行っていきます。

市民と行政とのコミュニケーションの機会の増加を目指し、お互いの信頼関係の構築を推進していきます。

## ④ 行政手続の簡素化

各種行政手続の申請方式等の煩雑さを解消するために一つの窓口で多くの事務を取り行う窓口の総合化（ワンストップ・サービス）を目指していきます。

また、「行政手続法」を職員に対し確実に周知するとともに適正な運用に努め、行政運営における公正の確保と透明性の向上、市民の立場に立ったわかりやすい事務手続の推進と手続の簡素化・迅速化に努めていきます。



## 山県市行政改革推進委員会委員

1号委員	大宮 康一	岐阜大学 地域協学センター 准教授
1号委員	鷺見 博信	司法書士・行政書士
1号委員	矢崎 光洋	公認会計士・税理士
2号委員	田上 隆	山県市自治会連合会会長
2号委員	宇野 睦	山県市商工会会長
2号委員	川田 八重子	山県市教育委員
2号委員	大沢 登美子	山県市民生委員・児童委員
2号委員	佐野 恵津子	山県市農業委員
2号委員	尾関 律子	NPO 法人どんぐり会

## 山県市行政改革推進本部

本部長	市長	林 宏優
副本部長	副市長	宇野 邦朗
本部員	教育長	服部 和也
	理事（地方創生監）	浅井 聡
	理事兼議会議務局長	久保田 裕司
	理事兼総務課長	此島 祐司
	理事兼企画財政課長	奥田 英彦
	理事兼学校教育課長	鬼頭 立城
	税務課長	山田 正広
	市民環境課長	谷村 政彦
	福祉課長	江尾 浩行
	子育て支援課長	浅野 晃秀
	健康介護課長	藤田 弘子
	農林畜産課長	三嶋 克之
	建設課長	大西 一也
	まちづくり・企業支援課長	長野 健一
	水道課長	高瀬 正人
	会計管理者兼会計課長	安川 英明
	伊自良支所長	市原 修二
	美山支所長	山田 純敬
	生涯学習課長	土井 義弘

## 山縣市行政改革推進本部プロジェクトチーム

チームリーダー	企画財政課	主幹	武藤 達也
チーム員	議会事務局	係長	長谷部 尊徳
	総務課	主幹	栃川 順
	税務課	主幹	安達 俊樹
	市民環境課	主幹	村瀬 晃司
	福祉課	主幹	大西 昭弘
	子育て支援課	主幹	加藤 法子
	健康介護課	主幹	滑川 ゆかり
	農林畜産課	主幹	村橋 達行
	建設課	主幹	浅野 浩昭
	まちづくり・企業支援課		
		主幹	山本 文郎
	水道課	主幹	島戸 規光
	学校教育課	主幹	恩田 拓充
	生涯学習課	主幹	藤根 勝
	美山支所	係長	高井 文則

## 参考資料

○山縣市行政改革推進委員会設置要綱

平成15年4月1日

訓令甲第4号

改正 平成24年2月22日訓令甲第16号

平成30年12月20日訓令甲第14号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、山縣市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、行政改革大綱等山縣市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、行政改革の推進につき必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月22日訓令甲第16号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月20日訓令甲第14号)

この訓令は、公表の日から施行する。

○山縣市行政改革推進本部設置要綱

平成15年4月1日

訓令甲第5号

改正 平成17年12月22日訓令甲第18号

平成18年3月23日訓令甲第10号

平成19年3月26日訓令甲第22号

平成24年2月22日訓令甲第16号

平成27年4月9日訓令甲第4号

平成29年12月28日訓令甲第19号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、山縣市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、各課長、議会事務局長、会計管理者及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月22日訓令甲第18号)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日訓令甲第10号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日訓令甲第22号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月22日訓令甲第16号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日訓令甲第4号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月28日訓令甲第19号）  
この訓令甲は、平成30年4月1日から施行する。

## 財政用語の解説

### 【地方債】

公共施設の建設事業や災害復旧事業など、多額の経費が必要なものの財源に充てるための借金のことです。

### 【人件費】

地方公務員の給与や退職金などに要する経費のことです。

### 【扶助費】

社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費（生活保護費等）及び市が独自に行っている施策に係る経費（福祉医療費助成費等）のことです。

### 【公債費】

市が借り入れた地方債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費のことです。

### 【投資的経費】

その支出の効果が、資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費（道路・橋梁・公園・学校など公共施設の建設等）のことです。